平成２１年（フ）第２４７０号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番５―409号
債務者　佐藤　浩久
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９２号
福岡市早良区内野３丁目４番３―104号
債務者　馬男木容子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０４号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵165番地143
債務者　草野　光弘
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２５号
福岡県大野城市つつじケ丘４丁目10番８号
債務者　平田　みほ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２９号
福岡市中央区清川３丁目25番７―101号
債務者　澤野　牧子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４６号
福岡市城南区樋井川３丁目29番28―205号
債務者　宮原　俊郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４７号
福岡市城南区別府１丁目19番29号
債務者　江田　初代
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５１号
福岡市博多区東光寺町１丁目14番30号
債務者　安岡　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６０号
福岡市早良区原６丁目10番３号
債務者　森王　清美（旧姓吉元）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６３号
福岡市東区唐原１丁目８番７号
債務者　向窪　信宣
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７６号
福岡県筑紫野市大字牛島322番地14
債務者　梅野　晴美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７７号
福岡市博多区吉塚４丁目２番36号
債務者　浦崎　包子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原414番地６日の出荘103号
債務者　江藤　龍彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０６号
福岡県太宰府市朱雀１丁目８番20号大福荘１号
債務者　宇都宮　梓（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８４号
福岡県八女郡広川町大字太田1261番地２
債務者　入部　典子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１３７号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地30　県営勝目団地５号棟305
債務者　有川　雅代（旧姓影山）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
鹿児島県鹿屋市小野原町1779番地１　ユニバースマンションオリンピア307号
債務者　武　　栄一
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
沖縄県浦添市勢理客２丁目12番16号
債務者　島袋　美奈
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部